

2 指導の重点

(1) 各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動など

ア 各教科

- (7) 一人一人の学ぶ力を高めるために、習熟度別ガイドラインに基づいて少人数指導などの工夫を行い、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を図る。そして児童の興味や関心、習熟の程度など多様な課題に応じた指導やICT機器を活用した分かりやすい指導を推進し、学習意欲の向上を図るとともに週ごとの指導計画の充実を図る。
- (4) 習熟を図ったり発展的な学習を行ったりする時間を設定するとともに、予習や復習などの家庭学習を適切に課し、学校での確かな学力を支える基盤を作り、望ましい学習習慣を身に付けさせる。

イ 道徳科

- (7) 全体計画及び年間指導計画に基づき、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を更に推進する。そして、道徳科を要とした道徳教育を、全教育活動を通して推進し、自立心、自律心、規範意識、他者を思いやる心、道徳的実践力を培う。
- (4) 児童の発達段階に応じて、体験的な活動を生かした授業、保護者・地域の方との協力授業など、道徳科の特質を踏まえ、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方を考えることができる道徳の授業を工夫するとともに、道徳授業地区公開講座などを通して、道徳教育の推進を図る。

ウ 外国語活動

- (7) ALTとの連携を深め、児童にとって身近で基本的な表現を使いながら、外国語の基礎的な知識の習得や体験的なコミュニケーション活動を充実させる。
- (4) 言語や文化について資料を活用し体験的に理解を深め、日本と外国との生活習慣などの違いを比べ、グローバルなものの見方や考え方を身に付けさせる。

エ 総合的な学習の時間（出会いの時間）

- (7) 各教科で身に付けた知識や技能を相互に関連付けて横断的な学習を展開し、地域との関わりを柱とし、福祉、環境、情報、国際理解などから、児童が自ら課題を捉え判断しよりよく解決しようとする力を育成することで、自己の生き方についての考えを深めることを目指す。
- (4) 課題を解決するために、学校図書館や地域の図書館、ICT機器、地域人材などを活用して、自分にあった学び方や、多様なものの見方や考え方を育み、主体的・創造的・協同的に取り組む児童の育成を目指す。

オ 特別活動

- (7) 学級活動の年間指導計画を充実させ児童が学級に所属する喜びや共に活動する楽しさを味わい、集団意識の向上と社会性の育成を目指す。
- (4) 学校行事、集会活動、たてわり班活動などにおける異学年児童との交流を通して、問題意識や役割意識を育て、教え合い、伝え合い、学び合い、高め合い、助け合いのできるように互いの人間関係を深め、問題解決や文化活動を実践する力及び社会に参画する態度を養う。

(2) 特色ある教育活動

- ア 朝の読書活動や学期に1回の読書旬間を設定し、地域や保護者・教員の読み聞かせの活動を充実させる等、継続的に読書活動に取り組みせ、読書の習慣化を図るとともに言語能力や情報活用能力を育成する。
- イ 交流計画に基づき、特別支援学級の児童と、学習や集会、給食の時間などの日常的な交流を進める。また、居住地交流、副籍交流を実施し相互理解を深めるとともに、特別支援教育に対する正しい理解を図る。さらに、学級満足度調査の結果や生活指導全体会などを生かし、通常学級における特別に支援が必要な児童への支援を計画的に推進していく。
- ウ サポートプロジェクトに基づき、児童の基礎・基本の徹底を図るために学習指導補助員を活用したり、多様な学習に対応するために家庭や地域の教育力の活用を図ったりする。また、学習の定着を図るために長期休業日中や放課後・土曜補習への参加を促し、学習を通して児童と家庭や地域とのつながりを深める。

エ 田中小のレガシー

- (7) オリンピック・パラリンピック教育を全体計画、年間指導計画に基づき推進し、毎学期の体力向上旬間で日常の中ですすんで体を動かす活動を行ったり、その期間家庭でも「元気アップガイドブック」を取り組みせたりして体育・健康に関する指導の充実を図る。また国際的視野をもたせ、国際理解・交流や日本文化の学習を重点とし、国際社会に貢献できる人材を育成する。
- (4) 地域の高齢者との交流や地域清掃活動を通して高齢者や地域への愛着を深め、郷土や地域を愛し積極的にかかわろうとする児童を育てる。
- (7) 校庭の芝生の整備管理や学級園を生かした栽培活動などの勤労生産的な活動を通して、働くことの尊さや働く人々への感謝の気持ち、環境問題への意識を高める。また校庭の芝生を体力向上の広場と位置付けて、年間を通して活用していく。

(3) 生活指導・進路指導

ア 生活指導

- (7) 「田中小生活指導ハンドブック」を基に、校内の生活指導体制を整え周知徹底する。そして家庭や地域、関係諸機関との連携を図りながら、規則正しい生活習慣の確立をめざし、規範意識を身に付けさせ、社会のルールを守る児童を育てる。
- (4) 学校いじめ防止基本方針に則り、学校いじめ問題対策委員会を中心に児童理解に関わる研修を充実させ、学級満足度調査や実態把握調査、SOSの出し方に関する教育等を実施し児童理解を深める。また、家庭や地域、関係諸機関と連携した体制を積極的に運用し、いじめや不登校などの問題行動を未然に防止し早期に対応する。
- (7) 安全教育全体計画に基づき、毎月実施する避難訓練や防災ノートを活用した安全指導、堤防やダムの決壊を想定した高台への避難訓練や関係機関と連携した交通安全教室、セーフティ教室、学校110番を活用した訓練、防災教育補助資料などを活用した指導、SNS東京ノートなどを活用した情報モラルについての指導などを計画的に行い、安全に関する意識を高める。

イ 進路指導

- (7) 夢・未来プロジェクト及びキャリア教育全体計画に基づき、各教科などにおける組織的、計画的なキャリア教育を推進する。
- (4) 幼稚園や保育園との交流や情報交換を行い、義務教育9年間の円滑なスタートができるために就学前教育との連携の充実を図る。また小中一貫の日を年に3回実施し、児童の進学への不安を解消したり規範意識の共通化を図ったりすることで、継続した指導を実施する。
- (7) 全教育活動の中での学習や見学、また職業体験などの体験的な活動や交流活動を通して、身の回りの仕事や環境への関心・意欲の向上を目指す。